

# 保育所保育指針を読んで

安藤寿美江

このたび保育所の保母さんたちの指針が刊行されたと伺い、是非一度眼を通したいと考えながら日々のしごとに追われ果さずにいました。ところが先日、本誌から読後の感想をと依頼され、あわてて一読したわけです。したがってまだ読みも浅く、研究不足のままに感想を述べることはまことにこれがましく気がひけることですがやむを得ず筆をとった次第です。

簡潔に基本的なことをおさえながら  
具体性が加味されていてわかり易い

先ず、全体を通しての第一印象は、すべてに簡潔で明確な基本線を打ちだしながら、具体的な説明がつけかえられていてたいへん理解しやすいことです。若い保母さんにも、経験の少ない保母さんにもよくわかりやすく、まことに親切な表現だと感じました。例えば、第一章 総則1 保育の原理—(1)

保育の目標の中から一、二をあげてみましょう。

- (1) くつろいだふんい気の中で、情緒を安定させ、心身の調和的な発達を図ること
- (2) じゅうぶんに養護のゆきどいた環境のなかで、健康、安全など日常生活に必要な基本的な習慣や態度を養うこと
- (3) 槍極的に遊びや仕事を行なうように促し、自主、協調などの社会的態度を養うこと

以上とりあげた三例についてみると、それぞれ前半の点をつけた部分は、人によっては不用な部分だと考える向きがあるかもしれません。結局、後半が本論だから、これだけをすればりとだしたらしいのではないかという意見でしょう。それでも一応うなづけないこともありますが、方法的といいますか解説的といいますか……そうした前半の文章があるために、後半の中身が非常に具体的にうけとれるのではないかと思わ

れます。これは一例ですが、こうしたことが随所にみられ、幼稚園教育要領とは大分趣を異にした点だと感じました。

### 年令によつて保育内容の領域を発展

的に分化させたことは適切である。

幼稚園どちがい年令区分の幅が広いのでこれに適合させるために考えられたことでしょうが、さすがこの道の専門家の方々の考え方は発達に即し、少しもむりがなく適切であることを痛感しました。

ここで、考えることは同じ三才の幼稚園児の保育内容構成とのちがいです。恐らく三才児の活動そのものは保育所も幼稚園も余り変りないのでしょうか。また、保育指針の三才の“遊び”の中には、四才から分化する自然・音楽・造形につながる活動がその大半をしめています。幼稚園でも三才で六領域のすべての事項にわたって指導しなければならないではなく、年令によって事項の取り扱いに軽重があり、中には年長になつてから指導する事項もあるわけです。結局、

| 保育内容の区分          |                  |                  |            |             |                     |
|------------------|------------------|------------------|------------|-------------|---------------------|
| 六五四<br>歳歳歳       | 三<br>歳           | 二<br>歳           | 一<br>歳     | 年齢区分        |                     |
|                  |                  |                  |            | 一歳三か<br>月未満 | 一歳三か<br>月から<br>二歳まで |
| 自然<br>・音楽<br>・造形 | 健康<br>・社会<br>・遊び | 健康<br>・社会<br>・遊び | 健康・社会・言語遊び |             |                     |

構成のちがいで保育所の“遊び”の中で行なう活動を、幼稚園では自然・音楽リズム・絵画製作の領域の事項を総合して遊びとして行なっているわけです。しかし、三才、四才の発達の大きなひらきからみると、遊びの形で自然・音楽・造形の中から三才児に適したものを持りあげるのも現場の先生には親切かもしれません。

### “音楽”と“造形”的領域名について

幼稚園教育要領の“音楽リズム”は保育要領以来、いろいろと各方面から問題にされた名称でした。しかし、使いなれると、音楽とリズム、つまり音楽とリズムを伴ういろいろな遊びという意味で、そうした幅をもつた領域名とし当然のようにさえ思われるようになつてきました。ところが、今回、保育指針では“音楽”とすっぱり割り切つてだされたのを見て、何か物足りない感じをもちました。内容は“音楽リズム”と全く変わらなく、名称だけが変えられたところに不満をもつのでしょうか。もっとも、総合的、未分化的指導をその独自性とする幼児教育ですから“音楽”の中で動きを伴う遊びをして一向差支えはないのですが……誰もが納得できるよい名称はないものでしょうか。

“造形”的な方には“音楽”に比べずつきりした感じをもちました。というのは、中身と看板が一致していると申しますか……“造形”的な方の中には、絵画も製作も両方のイメージがむ

りなく含まれて、しかも簡潔な表現だからでしょう。

保育内容が年令別に段階づけられた

ことは一大飛躍である

従来のこの種のものは国家的基準としての性格上、その大綱が示されるため、その内容の種類や範囲に止まっています。今回はこの型を破り、一才三ヶ月未満児から六才児に及ぶ七段階にわたり、内容の種類に止まらず各年令に応じた程度が示されたことは一大飛躍だと思います。幼稚園での領域別の指導書の方で年令別の目標、内容をだしました。経験と理論の両面から系統づけることはなかなか骨の折れるしごとでした。それだけに委員のみなさんはたいへんなお骨折りだったことと敬服します。

#### 各章とも

- 1 発達上のおもな特徴
- 2 保育のねらい
- 3 望ましいおもな活動
- 4 指導上の留意事項

の諸点について年令別段階に即して述べられています。

全般について感じられることは、保育所の三才児は、幼稚園の三才児にくらべ、とくに社会性の面が高度だということです。もっとも保育所の三才児は入所してすでに三段階を経過して、四段階の課程にはいっているのに対し、幼稚園

の三才児は最初の課程であるという集団生活の経験の差から当然のことかもしれません。

発達上の、おもな特徴の項をのぞき、各項ともほとんど箇条的に簡潔にあげられていてわかり易いのですが、とくに保育のねらいにおいて、年令別の重点を先ず打ちだしているのは、たいへんよいことだと思います。箇条書きだけの中からその重点を見出すことは、いろいろな意味で経験の少ない保母さんは困難な場合もあるかと思いますので、こうした配慮は保母さんたちが年令と共に通じた保育のねらいの太い綱をしっかりとつかんで保育する上に非常に役立つことだと思います。

#### 指導計画作成のための方法や留意点が

簡潔によくまとめられているが……

指導計画作成のための全般にわたる基本的な留意事項のほかに、年間、期間・月間、週・日のそれぞれに対するもの、及び、その他について留意点をはつきり示したことは、やはり現場の保母さんたちにわかりよく親切だと感じました。ただここで多少疑問を持ちますのは、指導計画の面については全く幼稚園の場合と同じであるのに、幼稚園教育要領ではとりあげてある教育課程、またはそれに代わるものについては全然ふれていないことです。

この保育指針はある意味では教育課程（教育の全期間にわたる全体計画）であるといえると思いますが、しかしどこま

でも資料的なものです。したがってこれをそのまま各保育所の教育課程というわけにはいきません。すると、保育所の場合は、各園独自の教育課程についてはどのように考えられているのでしょうか。

ご承知のように幼稚園教育要領では、三十一年度版では“指導計画”だけをあげ、教育課程はこの中にふくめて考えていました。ですが、三十九年度版では、新たに“教育課程の編成”についてもとりあげ、小学校の場合と同様両者を区別して考へる態度をとったわけです。ただし、この場合教育課程は小学校と同じに“全期間にわたる全体計画”ですが、指導計画の方は小学校で教科別、あるいは領域別のものをいうのに対し、幼稚園では領域別のものについては“指導計画”といふことを総合した計画を“指導計画”ということです。これは保育所の場合と同様で、幼児教育の独自性のあらわれといえましょう。

この点については、幼稚園教育要領の三十一年度版と同様のお考へでしようか。それとも指導計画は重要だが、各保育所独自の教育課程は必要ないとお考へでしようか。

#### 保健、安全管理上の留意事項をまと

めてとりあげたことは適切である

保健、安全に関する幼児の活動は“健康”領域にとりあげられ、また、そのことに関する指導上の留意事項はそれぞれ

年令別にとりあげられています。しかし、この面のことはとくに指導の前提としての施設、設備、その他の配慮が極めて重要なことはいうまでもありません。こうした意味でとくに、第十一章としてまとめてとりあげられたことはたいへんよいことだと思います。

幼児期は生活習慣、とくに健康のためのよい習慣態度を形成するだいじな時期です。また、最近、幼児の積極的な健康的な保育、安全の面がおろそかにされがちになる傾向があります。しかしこうしたことは問題で、むしろ、体育的な遊びが活発になればなるほど、保健、安全についての配慮を強くしないと事故を起こすことがあります。それには保母のこの方面的配慮や生活態度がそのまま、幼児の指導に大きく影響することを忘れないようにしたいと思います。

結局は、幼稚園、保育所の先生は幼児の生命を預かる重責を負っているわけです。こうした意味で、この章を設けられたことはまことに適切なことと思います。

以上「保育指針」を一読してのささやかな感想を述べさせて頂きましたが、読みの浅いための適切でない感想、失礼な意見などもあるかと存じますが、ご諒承ください。